

令和8年度 農業機械レンタル・共同利用補助事業 募集案内

1 目的

現在の仕事を続けながら農業に取り組む神戸ネクストファーマーは、小規模な農地を週末中心に耕作することから、農業機械の導入することが難しくなっています。そこで、神戸ネクストファーマーが、初期投資を抑え、早期に経営安定化を図ることを目的に、農業機械をレンタル、リースおよび共同購入する際にその経費の一部を補助します。

2 概要

●募集期間

令和8年4月17日（金曜）から令和8年4月30日（木曜）まで

●補助メニュー

(1)農業機械レンタル補助タイプ

個人が農業機械を短期間リースまたはレンタルする際の経費の一部を補助します。

ア 対象経費の50%以内で、1人当たり上限15万円とします。

イ 千円未満の端数は切り捨てします。

(2)農業機械共同利用補助タイプ

グループで共同利用する農業機械を長期間リースまたは購入する際の経費の一部を補助します。

ア 対象経費の50%以内で、1グループ当たり上限50万円とします。

イ 千円未満の端数は切り捨てします。

●事業対象者

事業対象者は補助金交付申請時に下記の要件を満たすものとします。

(1)農業機械レンタル補助タイプ

ネクストファーマーまたはネクストファーマー資格者で借受農地が決まっている者

(2)農業機械共同利用補助タイプ

ネクストファーマーまたはネクストファーマー資格者で借受農地が決まっている者が3名以上集まったグループ

※同一の事業対象者が今回の事業へ複数回申請をすることはできません。

●事業対象機械

耕うん機や管理機、トラクター等の農業機械を対象とし、刈り払い機等小型かつ農業以外の汎用性の高い機械は対象外とします。

●応募方法

下記ホームページより申請書類をダウンロードしEメールで提出

書類提出先 一般財団法人神戸農政公社 里山農村地域振興本部

Eメール：satoyama@kobnoseikosha.or.jp

※支援事業の詳細や要綱、申請様式等は下記ホームページをご覧ください。

<https://kobnoseikosha.or.jp/sato/recl.html>

3 補助金交付までのスケジュール

- 交付申請の受付 令和8年4月17日（金曜）～令和8年4月30日（木曜）
- 交付決定 交付申請書の受付締め切り後、2週間程度で交付決定
- 事業着手 交付決定後に事業に着手
- 事業完了 令和9年3月31日（水曜）までに、支払いを完了
- 実績報告 事業完了後20日を経過する日または令和9年3月31日（水曜）のいずれか早い日までに提出

- 補助金額の確定 実績報告の提出後
- 補助金の請求 補助金額の確定後
- 補助金の交付 補助金の請求後

4 交付申請

- 受付期間
令和8年4月17日（金曜）～令和8年4月30日（木曜）
- 提出書類
 - (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業実施計画書、収支予算書（様式第2号）
※農業機械共同利用補助タイプの場合は、原則として3者以上の見積書を添付すること
 - (3) 免許証や保険証の写し等本人確認や代表者確認のできるもの（マイナンバーの記載があるものを除く）
 - (4) 事業対象者であることが確認できる書類（神戸ネクストファーマー名簿登録通知書の写しや借受農地が確認できる書類）
 - (5) 「消費税等仕入控除税額報告書」（様式別紙）
 - (6) その他、農政公社が求める書類

5 交付決定

交付申請書の受付後、2週間程度で交付決定を行い、補助金交付決定通知書をEメールで送付します。

※応募多数の場合は、補助金申請額から減額する場合があります。

※交付決定前に着手している事業については対象外となります。

※実績報告時に写真が必要となります。機械の導入時点で、写真を十分に撮っておいてください。

6 実績報告

事業完了後、20日を経過する日または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、下記書類を提出してください。

- 提出書類
 - (1) 補助事業実績報告書（様式第9号）
 - (2) 事業の実施状況がわかる書類（機械導入時の写真等）
 - (3) 補助事業に係る収支決算書、領収書
 - (4) その他、農政公社が求める書類

7 補助金の請求/交付

補助金額確定通知書を受領した後、補助金等請求書（様式第11号）を神戸農政公社が定める期日までに提出してください。

※請求後、速やかに補助金の交付を行います。